

第2回（平成24年度）
国分寺市子どもの居場所づくりに関する
市民ワークショップ

報告書

平成25年3月26日

国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 「子どもの居場所」についての基本的な考え方と国分寺市の現状 | |
| 第1節 「子どもの居場所」についての基本的な考え方 | 2 |
| 第2節 放課後子どもプランについて | 3 |
| 1) 放課後子どもプランとは | 3 |
| 2) 国分寺市における放課後子どもプランの課題 | 4 |
| 第2章 提言 | |
| 第1節 子どもの居場所とするために | 5 |
| 第2節 安全管理員の位置づけ | 5 |
| 第3節 土日や長期休業期間の運営 | 5 |
| 第4節 小学生以外の参加 | 5 |
| おわりに（まとめと今後の展望） | 6 |
| 資料編 | |
| ○ワークショップ開催状況 | 8 |
| ○国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ設置要綱 | 9 |
| ○国分寺市放課後子どもプラン実施要綱 | 11 |
| ○国分寺市放課後子どもプラン国分寺運営委員会設置要綱 | 12 |

はじめに

この報告書は、平成 24 年度に行われた「第 2 回子どもの居場所づくりワークショップ」の成果です。このワークショップは、平成 22 年 3 月に国分寺市の次世代行動計画である「子育て・子育ていきいき計画」を作成した時に、必要な取り組みであるとされ、設置をすることになったものです。

近年の社会状況は、子どもたちと子どもたちを育てる者にとって、安心して暮らせる状況とは言えません。都市化によって、子どもたちがいきいきと遊ぶ場が少ないことも指摘されています。児童への虐待は、直接に子どもたちの安全を脅かしています。子どもたちの世界にもいじめがあり、安心して暮らせるとは言えません。また、学校や社会に居場所がなく、不登校になったり、ひきこもるといった状況もしばしばみられます。

これらの状況への予防として、そしてこれらの状況への対応としても、子どもたちが安心して、安全に暮らせる社会的環境が求められています。また、子どもたちを受け止め、支援することが求められます。

今回の「子どもの居場所づくりワークショップ」では、国分寺市の今後について、子どもの立場を踏まえながら、今の国分寺市に必要なことを考えていきました。その中で、この報告書をまとめましたので、ぜひこの報告書が今後の市政に生かされることを望みます。

第1章 「子どもの居場所」についての基本的な考え方と国分寺市の現状

第1節 「子どもの居場所」についての基本的な考え方

昨年度のワークショップでは、「子どもの居場所とはどのような場所だろうか」ということについてから議論を始めました。参加者からは、以下のような意見がでました。

- ・子どもたちが、ありのままの自分でいられる場所
- ・受け止めてもらえる場所
- ・安心していられる場所
- ・チャレンジできる場所
- ・夢が見つかる場所
- ・子どもの発達が保障される場所
- ・与えられるものではなく、自分たちで作っていくもの

これらの意見を総合すると、「子どもの居場所」とは、子どもたちが、安心して自分自身と向き合いながら、さまざまなことにチャレンジしていくために大切な場所であると考えられることができるでしょう。そこでは、子どもたちの主体性が尊重されることが重要なポイントとなります。

また、ひとくちに「子ども」といっても、さまざまな子どもがいます。年齢によって、子どもたちの生活や遊びの場は大きく変わっていきます。今回のワークショップでは、「子ども」の年齢を乳幼児から中学生程度の年齢層と考えることにしました。

このような「子どもの居場所」は、おとなが「ここが子どもの居場所だ」と指定し、子どもたちにそこへ行くことを指示していくような性質の場所ではありません。子どもたち自身が、そこへ行くことを選びとっていくような場所であると考えられます。その意味では、一般的には「子どもの居場所」としては想定されていないような塾や商店、道路なども、子どもたちからは重要な居場所としてとらえられていることがあります。また、本来は、「ここが子どもの居場所です」とおとなが限定するのではなく、社会全体が、子どもの存在を尊重し、支援していく形で「子どもの居場所」となっていくことが大切だと考えます。

これまで子どもの居場所としては考えられてこなかった場所が、子どもたち自身によって、「子どもの居場所」として選ばれている場所について考えてみると、そこには子どもたちを受け止め、非難するのではなく支援する人たちの存在がカギとなっているのではないかと考えるに至りました。場所（空間）があることも大切ですが、そこに子どもの考えを尊重し、支援的なおとなが存在することが重要です。先に書いたように、社会全体が子どもの居場所になっていくためには、全てのおとなたちが、子どもを尊重しながら、その成長を支援していく姿勢や態度をもっていくことが必要になります。このように、昨年度に考えてきた「子どもの居場所」についての考え方は、今年度のワークショップにおいても

引き継ぐこととし、前年度の議論を踏まえて今年度の議論を進めることにしました。

子どもの居場所は、それを支えるおとなの存在を抜きに語ることはできません。現在の社会状況からも、おとなが見守りつつ支援する場が必要であろうと考えます。

先に示したように、社会全体が「子どもの居場所」になる可能性があります。しかし、このワークショップでは、一般的に子どもの居場所として想定されていたり、現実的に子どもが中心的な利用者となっている施設や空間を「子どもの居場所」として考えると、以下のような施設や空間があるのではないかと、昨年度のワークショップで考えました。

- ◇公園
- ◇プレイステーション（冒険遊び場）
- ◇放課後の学校（放課後子どもプラン）
- ◇児童館
- ◇子ども家庭支援センター
- ◇親子ひろば
- ◇保育所・学童保育所
- ◇学校

この中で、「公園」および「プレイステーション（冒険遊び場）」については、昨年度に議論し、提言にまとめました。

今回のワークショップでは、特に「放課後の学校（放課後子どもプラン）」について中心的に検討を行い、提言を行うこととしました。

第2節 放課後子どもプランについて

1) 放課後子どもプランとは

放課後子どもプランは、平成18年に文部科学省の「放課後子ども教室」としてスタートしています。文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）」が連携して実施するものです。文部科学省の「放課後子ども教室」においては、学校・家庭・地域が連携して、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるようにとスタートしました。また、厚生労働省においては、学童保育の待機児童を解消するための、全児童向けの施策という性格も併せ持っています。国分寺市においては、現在の放課後子どもプランは、これまでは社会教育・スポーツ振興課が中心になって管轄してきています。

現在、国分寺市においては、10の小学校区ごとに放課後子どもプラン実行委員会が組織され、それぞれにコーディネーターを中心に、活動を展開しています。ただし、時間帯や内容については、各学校の状況やコーディネーターによって異なっていますが、おおむね

学校休業日を除く平日の放課後に開催されており、200日程度（10校の平均開催日数）の実施となっています。

また、プラン実施日には、主にPTAの役員等が安全管理員として常駐しています。

一方、新たなタイプの放課後子どもプランの実施が計画されており、第1小学校がそのモデルプラン実施校として準備が進められているところです。

ワークショップにおいては、全小学校区には設置されていない児童館よりも、子どもにとって身近であり、昨年度にとりあげた公園の現状などを考慮に入れても、学校の校庭を中心とする放課後子どもプランは、より包括的に子どもたちが居場所にできる可能性を持つと考えました。

2) 国分寺市における放課後子どもプランの課題

ワークショップに参加したメンバーが、それぞれの立場から、現在の放課後子どもプランについて、どのような課題があると考えているかを出し合ったところ、以下のような点が課題ではないかと考えられました。

放課後子どもプランには、校庭を中心とした「遊びの場」と、校舎内で開催されることのできる「学びの場」「交流の場」「体験の場」があります。

このうち、「学びの場」「交流の場」「体験の場」について、学区によって、開催日数等が異なるだけでなく、比較的充実したプログラムが展開されている学区と、そうではなく、単なる校庭開放となってしまう学区とがあります。また、「遊びの場」については、単なる校庭開放にとどまる学区が多く、子どもたちの参加が、学区によって差が大きい現状があります。

プラン開催の当日に、「遊びの場」に配置されている安全管理員の仕事は、ほとんどPTAの保護者によって担われており、遊具の管理とけがへの対応が主たる仕事となっています。その際、管理する「安全」が、おとなの目線から見た「安全」となってしまうがちであり、子どもの遊びを保障することや、予防的な安全管理などまでは困難となっています。

このような現状については、地域の違いもあるでしょうが、それ以上に、実施委員会の中心となるコーディネーターや、開催日の安全管理員の個人の資質に依存してしまっている点に大きな原因があるのではないかと考えられます。

プランの実施母体である実施委員会は、現状ではPTAが中心的な役割を占めており、保護者ではない地域社会が参加する場とはなっていない点が、当初の目的とも不整合になっており、活性化に向けての一つの課題になっていると思われます。

これらの課題をみていくと、現状の国分寺市の放課後子どもプランは、子どもたちにとっての居場所の中心的存在になりえていないと考えざるを得ないでしょう。

第2章 提言

第1節 子どもの居場所とするために

放課後子どもプランは、安全に子どもたちが外遊びをできる環境に整えるだけでなく、一歩進んだ子どもの居場所となっていくことが求められています。現状のように、主にはPTAの役員や保護者によって担われている部分に、地域で担ってくださる方たちを増やしていくことが求められます。

また、コーディネーターに期待される力量が大変大きいことから、コーディネーターを支援することも求められるでしょう。

現状のように、おとなの目線から「安全」「安心」のみを考えるのではなく、子どもの目線を共有しながら、「成長」「発達」「仲間づくり」の場として位置づいていくことが求められるのではないのでしょうか。

第2節 安全管理員の位置づけ

放課後子どもプランを子どもたちの居場所とするには、安全管理員のスキルの向上が不可欠です。単に安全かどうかを管理し、事故やけがに対応するだけではなく、子どもたちの遊びの創造を手助けすることや、子どもたちの気持ちを受け止めていくことが求められます。しかし、現在の安全管理員に、そのような活動を行うことは、その位置づけからして困難です。今後は、単なる安全管理だけではなく、放課後子どもプランのサポーターとして位置づけなおし、事前研修等で、子どもの目線を獲得していくことなどが求められるのではないのでしょうか。

第3節 土日や長期休業期間の運営

現在の放課後子どもプランでは、基本的に月曜から金曜までの午後4時半ごろまでの実施時間となっています。しかし、今後学童保育等と連動した事業展開を考えていくならば、土日や夏休み・冬休み・春休みといった学校の休業日に、長時間を開催することが必要だと思われれます。

しかし、その場合、他の活動（サッカーや野球など）との場所の調整や、長時間にわたる活動への配慮といった、さまざまな配慮が必要になります。

第4節 小学生以外の参加

放課後子どもプランの対象とする子どもの範囲は、基本的にその小学校に通う小学生です。しかし、市内の公園が、十分に居場所として機能できていない状況を考えると、特にボール遊びなどの十分な広さが必要な遊びをする場所として、学校の校庭が重要な位置を占めると考えられます。

放課後子どもプランによって、校庭を利用する層は、小学生に限らず、幼児や中学生も、プランへの参加が可能な状況を作る必要があるでしょう。しかし、その場合、どのように活動を分けていくのかなどの課題に対処できる人材が必要になります。また、対象者が広がることに伴って保険加入（人数、保険料の設定）についての検討も必要になります。

おわりに（まとめと今後の展望）

本ワークショップが開催されて、今年度で2年が経過しました。この間、公園、放課後子どもプランについて検討をしてきました。

この2年間を通じて、「子どもの目線を共有できるおとな」が、子どもの居場所を作っていくうえで大切な存在であることが、何度も確認されてきました。公園や放課後子どもプラン、児童館といった、現在の国分寺市では所管の異なる場所を、子どもたちは居場所としています。これらの場所をつなぎ、子どもたちの活動を支援していくコーディネーターを育成していく必要があります。

資料編

◇ ワークショップ開催状況

| 開催回数 | 開催日 | 主な内容 | 参加人数 |
|------|---------------|---|------|
| 第1回 | 平成24年 6月9日 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加者自己紹介 ・ワークショップ設置の趣旨説明 ・進行役の選出 ・今後の進め方について | 7人 |
| 第2回 | 8月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランについて | 12人 |
| 第3回 | 10月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランについて | 9人 |
| 第4回 | 12月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプランについて | 7人 |
| 第5回 | 2月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ報告書案のたたき台について | 4人 |
| | | 延べ | 39人 |

○国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ設置要綱

平成23年1月31日

要綱第2号

(設置)

第1条 国分寺市における子どもの居場所(子どもが自らの意思で集まり、語り、遊び、自分らしく過ごせる場所をいう。以下同じ。)のあり方について、市民の意見を広く聴取するため、国分寺市子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(任務)

第2条 ワークショップは、市長の求めに応じ、子どもの居場所のあり方について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織等)

第3条 ワークショップの参加者は、公募による市民(ただし、国分寺市市議会議員及び市の執行機関の職員は、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて(平成11年国企企発第24号国分寺市長通達)の趣旨にのっとり、公募の対象としない。)30人以内をもって組織する。

2 ワークショップは、前条に規定する報告をもって終了する。

3 市長は、前条に規定する報告の内容について、第1条の設置趣旨に沿って尊重するものとする。

(報酬)

第4条 ワークショップに参加する市民(以下「メンバー」という。)の報酬は、無償とする。

(進行役)

第5条 ワークショップに進行役を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

2 進行役は、ワークショップの進行を行い、会務を処理する。

(会議の招集)

第6条 進行役は、ワークショップの会議を招集する。

(意見の聴取等)

第7条 ワークショップは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者を出席させ、その意見を聴き、又はメンバー以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ワークショップの庶務は、子ども福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかワークショップの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

○国分寺市放課後子どもプラン実施要綱

平成 20 年 12 月 24 日

要綱第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の各小学校区において放課後に市立小学校、公共施設等（以下「小学校等」という。）を活用し子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに成長する環境づくりを推進するために行う国分寺市放課後子どもプラン（以下「放課後子どもプラン」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 放課後子どもプランの対象とする子どもの範囲は、原則として市内に在住する小学生の児童とする。

(実施方法)

第 3 条 国分寺市教育委員会は、放課後子どもプランの円滑な運営のため、各小学校に設置されている放課後子どもプラン実施委員会(以下「実施委員会」という。)に当該放課後子どもプランに係る事業を委託する。

(実施内容等)

第 4 条 実施委員会は、原則として小学校等を活用して、次に掲げるプログラムを実施するものとする。

- (1) 遊びの場 各小学校において校庭を利用した自由な遊びの場の提供をいう。
- (2) 学びの場 学習アドバイザーの見守り・指導のもと学習できる場の提供をいう。
- (3) 交流の場 地域の住民と交流することができる場の提供をいう。
- (4) 体験の場 普段体験できないことを地域の住民の指導により体験できる場の提供をいう。

2 当該事業の実施日数、実施時間等については、別に定める。

3 当該事業は、必要に応じて安全管理員、学習アドバイザー及び指導者を配置するものとする。

(庶務)

第 5 条 放課後子どもプランの庶務は、教育部社会教育・スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、教育長決裁の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

○国分寺市放課後子どもプラン国分寺運営委員会設置要綱

平成 21 年 4 月 1 日

要綱第 17—2 号

(設置)

第 1 条 放課後子どもプラン国分寺(平成 20 年 4 月策定)を推進し、放課後対策事業の連携を図り、その円滑な実施について検討することを目的として、国分寺市放課後子どもプラン国分寺運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、放課後子どもプラン国分寺に係る次の事項について検討する。

- (1) 放課後子どもプラン国分寺の実施及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、国分寺市教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる関係者 18 人以内をもって組織する。

- (1) 実施委員会(放課後子どもプラン実施要綱(平成 20 年要綱第 30 号)に規定する実施委員会をいう。)の委員 10 人以内
- (2) 地域活動団体関係者 5 人以内
- (3) 市立小学校長 1 人以内
- (4) 国分寺市の職員 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬は、無償とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、社会教育・スポーツ振興課が招集し、会議を運営する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育部社会教育・スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。